

平成 31 年度

当初予算の概要

平成 31 年 2 月

教 育 庁

平成31年度教育庁当初予算の概要

31年度予算のポイント

1 未来社会を生き抜く資質・能力の育成

- ① 探究型学習の推進による「確かな学力」等の育成
- ② 新学習指導要領等に対応する英語教育の推進
- ③ ICTを活用した教育を推進するための環境整備
- ④ グローバル化の進展に対応する産業人材の育成【新規】

2 教職員の「働き方改革」の推進

- ① 小中学校：スクール・サポート・スタッフの配置【拡充】
- ② 中学校：部活動指導員の配置【拡充】
- ③ 高校：部活動指導員の配置【新規】
- ④ 高校：校務支援システムの整備【拡充】

3 県立高等学校の耐震化等・冷房設備の整備

- ① 寒河江工業の改築にかかるPFI実施方針策定等
- ② 庄内総合の改築にかかる基本・実施設計等【新規】
- ③ 置賜農業畜産実習施設の改築にかかる基本・実施設計等【新規】
- ④ 県立高等学校への冷房設備の計画的な整備【新規】

基本目標	目指す人間像	基本方針	主要施策	平成31年度主な事業
人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり	「いのちなぐ」を	I 「いのち」を大切にし、生命をつなぐ教育を推進する	「いのちの教育」の推進 思いやりの心と規範意識の育成 生命の継承の大切さに関する教育の推進	1 「いのちの教育」総合推進事業費 生命尊重を重点とした道徳教育・人権教育の実践・普及 2 チーム学校による相談体制の強化【拡充】 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置、いじめ解決支援チームによる学校の支援 全県立高校でSNS等を活用したいじめ等の相談体制の構築【拡充】 3 子どもの健康づくり連携事業費（生命をつなぐ教育関係） 児童生徒が生命等の理解を深めるための学校への専門医派遣
		II 豊かな心と健やかな体を育成する	教育の原点である家庭教育、幼児教育の推進 豊かな心の育成 健やかな体の育成	4 学校・家庭・地域の連携協働推進事業費（家庭教育関係） 生活習慣等に関する指針の普及、家庭教育に関する市町村の取組みへの支援 5 読育推進ネットワーク整備事業費 乳幼児期からの読育を推進する講座等の実施 6 いのち輝く食育推進事業費【拡充】 学校食育推進会議の開催、学校と家庭がつながる食育指導の推進【新規】
		III 社会を生きぬく基盤となる確かな学力を育成する	個々の能力を最大限に伸ばすための環境整備と確かな学力の育成	9 教育山形「さんさん」プランの推進（少人数学級編制） 小中学校での少人数学級編制の実施、教育マスターの配置・研修 校長等に対する学校組織マネジメント研修の実施 10 山形の未来をひらく教育推進事業費（確かな学力関係） [小中]推進協力校での探究型学習の実践研究等、山形県学力等調査の実施 [高]進学指導重点校での指導方法の実践研究等、探究型学習課題研究発表会の実施 11 探究型学習推進事業費 探究科（山形東・米沢興譲館・酒田東）・普通科探究コース（寒河江、新庄北、長井）の運営、探究科等の周知パンフレットの作成や説明会の実施、中核教員の育成を図る研修の実施
		IV 変化に対応し、社会で自立できる力を育成する	変化に対応する実践的な力の育成 社会的自立に向けた勤労観・職業観の育成	14 山形の未来をひらく教育推進事業費（英語教育関係） [小中]拠点地域での新学習指導要領全面実施に向けた取組みの実践・普及 [高]中学校と高等学校の英語教員による相互授業参観の実施 16 ICT教育環境整備推進事業費 [小]タブレットPC整備等への支援、[高]電子黒板等の整備、遠隔教育の導入実証研究、[特支]タブレットPCの整備 18 高校生への修学支援の充実【拡充】 就学支援金の支給、奨学のための給付金の一部対象者の支給額の拡充【拡充】、奨学金の貸付け 19 グローバル産業人材育成事業費【新規】 農業科設置高等学校の生徒による交流学習団が台湾を訪問し、現地高校生との交流・農業体験学習等を実施 21 県立高等学校産振設備整備費 将来の地域産業を担う人材の育成に必要な産業教育振興設備の計画的な更新 22 子どもベンチャーマインド育成事業費 起業家・社長等による講話の実施への支援、地域の企業訪問による社長体験の実施への支援、小学校におけるプログラムの開発・実践への支援 23 キャリアカウンセラー派遣事業費 進路が未決定のまま卒業する生徒が多い高校へ外部専門家を派遣
		V 特別なニーズに対応した教育を推進する	特別支援教育の充実	25 切れ目ない支援体制整備充実事業費 幼児期から高等学校卒業までの切れ目ない特別支援教育を推進するための連絡協議会等の開催 29 特別支援学校における医療的ケア支援事業費【拡充】 医療的ケアのための看護師の配置、校外学習への看護師の同行と後補充看護師の配置【新規】
		VI 魅力にあふれ、安心・元気な学校づくりを推進する	信頼される学校づくりの推進 時代の進展に対応した学校づくりの推進	30 教職員働き方改革推進事業費【拡充】 小中学校へのスクール・サポート・スタッフの配置【拡充】、中学校への部活動指導員の配置【拡充】、県立高等学校への部活動指導員の配置【新規】、県立学校におけるタイムレコーダー・留守番電話導入の試行【新規】 31 校務支援システムの整備【拡充】 [高]校務支援システム基本設計、セキュリティ対策強化のための基本設計【新規】 [特支]校務支援システム導入調査・検討【新規】 34 県立高等学校校舎整備等事業費【拡充】 寒河江工業改築のPFI実施方針策定、庄内総合の耐震改築及び既存校舎改修【新規】、山形工業のグラウンド整備等 置賜農業畜産実習施設の改築【新規】、県立高等学校への冷房設備の整備【新規】 36 県立高等学校将来構想推進事業費 県立高校再編整備基本計画の周知、最上・東南置賜・田川地区等の再編整備の検討
	学び続ける人	VII 郷土に誇りを持ち、地域とつながる心を育成する	郷土愛を育む教育の推進	38 郷土愛を育む活動推進事業費 地域のよさや魅力などを発信する郷土Yamagataふるさと探究コンテストの実施、新聞を活用した教育活動への支援
			山形の宝の保存活用・継承	39 「未来に伝える山形の宝」登録制度推進事業費 「未来に伝える山形の宝」登録推進・取組みへの支援 40 日本遺産魅力発信推進事業費 日本遺産の魅力発信・活用、「出羽三山『生まれかわりの旅』」「山寺と紅花」協議会の運営
		VIII 学校と家庭・地域が協働し支え合う仕組みを構築する	学校と家庭・地域との連携・協働の推進	43 学校・家庭・地域の連携協働推進事業費 地域学校協働活動に関する市町村の取組みへの支援、生活習慣等に関する指針の普及 親等が家庭教育を学べる出前講座の実施
		IX 活力あるコミュニティ形成に向け、地域の教育力を高める	青少年の地域力発揮 地域の教育力を高める生涯学習環境の充実	44 地域青少年ボランティア活動推進事業費 YYボランティアビューローによる活動等の情報発信、YYボランティアセミナーの実施 46 県民が集い・学ぶ県立図書館整備事業費 県立図書館の大規模改修工事の実施
地域とつながる人	X 県民に元気と活力を与えるスポーツを推進する	生涯スポーツの推進	48 広域スポーツセンター運営事業費 総合型地域スポーツクラブの経営診断、相談会の実施、クラブへの助言を行うアドバイザーの派遣	
		競技スポーツの推進	49 オリンピックメダリスト育成事業費【拡充】 東京2020オリンピックでのメダリスト輩出に向けた支援、マルチサポートセンターの運営、YAMAGATAドリームキッズの発掘・育成、国民体育大会出場候補選手等の強化、社会人アスリートの県内回帰・定着に向けた調査研究【新規】	

予 算 総 括 表

(単位：千円)

性質別区分	平成31年度 当初予算 A	平成30年度 当初予算 B	比較増減	
			増減額 C=A-B	増減率 C/B
人 件 費	(91.2%) 96,878,731	(90.3%) 98,327,814	△ 1,449,083	△ 1.5%
一般行政費	(7.1%) 7,560,004	(7.0%) 7,580,505	△ 20,501	△ 0.3%
投資的経費	(1.7%) 1,778,400	(2.7%) 2,955,994	△ 1,177,594	△ 39.8%
合 計	106,217,135	108,864,313	△ 2,647,178	△ 2.4%

注：上段（ ）は、構成比

平成31年度当初予算 主要事業等一覧

I 「いのち」を大切にし、生命をつなぐ教育を推進する

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
1	義務教育課	「いのちの教育」総合推進事業費	1,003		◇ 発達段階に応じた生命の大切さを学ぶ教育プログラムの実践 ・生命尊重を重点とした道德教育の研究指定校及び人権教育の研究指定校での実践・普及
2	総務課 教職員課 義務教育課 高校教育課 スポーツ保健課	チーム学校による相談体制の強化	179,593	拡充	◇ チーム学校による児童生徒の問題行動や家庭環境等に対する相談体制の強化 ・専門知識をもったスクールカウンセラー、教育相談員等の外部専門家の学校への配置 ・家庭環境等の問題に関して学校・家庭・福祉機関等とのコーディネートを行うスクールソーシャルワーカーの市町村への派遣 ・いじめ防止等の施策の検討を行ういじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題審議会等の実施 ・いじめ解決支援チーム（4教育事務所に設置）による学校の取組みへの支援 ・運動部活動におけるいじめ・体罰の根絶に向けた研修会の実施 ・全県立高校でSNS等を活用したいじめ等の相談体制の構築【拡充】
3	スポーツ保健課	子どもの健康づくり連携事業費 (生命をつなぐ教育関係)	924		◇ 次世代に生命をつなぐことの大切さを学ぶ教育の推進 ・児童生徒が生命や性等に関する正しい理解を深めるための学校への専門医の派遣

II 豊かな心と健やかな体を育成する

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
4	文化財・生涯学習課	学校・家庭・地域の連携協働推進事業費 (家庭教育関係)	3,020		◇ 社会全体による家庭教育に関する取組みの充実 ・親等が家庭教育を学べる出前講座の実施 ・家庭教育に関する市町村の取組みへの支援 ・生活習慣等に関する指針の普及
5	文化財・生涯学習課 義務教育課	読育推進ネットワーク整備事業費	316		◇ 学校・家庭・地域の連携による読育の推進 ・乳幼児期からの読育を推進する講座等の実施
6	スポーツ保健課	いのち輝く食育推進事業費	5,317	拡充	◇ 食生活習慣の改善や健全な心身の育成を目指した食育の推進 ・学校食育推進会議の開催 ・小・中・高等学校での専門家による講演や調理等の実習を含めた講義の実施 ・学校と家庭がつながる食育指導の推進【新規】
7	スポーツ保健課	子どもの健康づくり連携事業費 <一部再掲>	1,647		◇ 学校・家庭・地域の連携による学校教育活動全体を通じた健康教育の充実 ・連絡協議会の設置 ・児童生徒が生命や性等に関する正しい理解を深めるための学校への専門医の派遣 ・薬物乱用防止教育に関するモデル校での授業の実践や指導者対象の研修の実施 ・がん教育に関するモデル校での授業の実践や指導者対象の研修の実施

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
8	スポーツ保健課	次代を担う子供の元気アップ推進事業費	5,616		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 体力・運動能力を向上させるための取組みの強化 ・小中学校の体育の授業への外部指導者の派遣 ・体育の授業づくりやダンス指導充実を図る講習会の実施 ・武道指導推進モデル校を指定し体育授業における武道指導の充実を推進

Ⅲ 社会を生きぬく基盤となる確かな学力を育成する

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
9	総務課 義務教育課	教育山形「さんさん」プランの推進 (少人数学級編制)	534,781		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 教育山形「さんさん」プランの推進 ・全ての小中学校での少人数学級編制の実施 ・特別支援学級での少人数学級編制の実施 ・小1プロブレム等に対応した指導体制の充実 ・別室に登校する生徒への学習指導教員の配置 ・小中学校に退職教員や中堅教員を教育マイスターとして配置し、OJT研修等を通じた教員の資質や指導技術の向上 ・校長等に対する学校組織マネジメント研修の実施
10	義務教育課 高校教育課	山形の未来をひらく教育推進事業費 (確かな学力関係)	46,138		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 小中高を通じた「確かな学力」の育成 <小中学校> ・推進協力校での探究型学習の授業のあり方の実践研究・成果の普及 推進協力校 20校(園含む) ・山形県学力等調査の県内全ての小・中学校(小5中2)での実施(4月) ・科学の甲子園ジュニア山形県大会(中学生)の実施 <高等学校> ・進学指導重点校での指導方法の実践研究等 ・若者の県内定着を促進するための医進塾、地元大学進学促進セミナーの実施 ・数学による探究する力を育成するためのチャレンジ数学講座の実施 ・生徒の読書意欲やプレゼン能力の向上を図るためのビブリオバトル山形県大会の実施 ・探究型学習課題研究発表会の実施
11	高校教育課	探究型学習推進事業費	8,735		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 探究型学習による深い学びを通じた次代をリードする人材育成 ・探究科・普通科探究コースの運営 探究科：山形東、米沢興譲館、酒田東 (2年次から理数探究科、国際探究科を選択) 普通科探究コース：寒河江、新庄北、長井 ・探究科等設置校の教育内容を周知するパンフレットの作成や説明会の実施 ・探究科等設置校における中核教員の探究型学習推進のためのコーディネーターや指導力向上に関する研修の実施
12	高校教育課	科学探究人材育成事業費	4,804		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 生徒が主体的に課題を設定し探究活動に取り組む学習の実践 ・スーパーサイエンスハイスクール校での学習支援 ・科学の甲子園山形県大会の実施
13	高校教育課	地域との協働による高等学校教育改革推進事業費	8,000	新規	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 高等学校と地域の協働による探究的な学びの推進 ・高等学校と市町村や産業界等が協働し、地域の課題解決等を通じた探究的な学びの推進

IV 変化に対応し、社会で自立できる力を育成する

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
14	義務教育課 高校教育課	山形の未来をひらく教育推進事業費 (英語教育関係)	18,509		◇ グローバル化に対応した英語教育の充実強化 ＜小中学校＞ ・拠点地域での新学習指導要領全面実施に向けた取り組みの実践と普及 ・小学校英語教科化に対応するための教員向け講習プログラムの開発と実施 ＜高等学校＞ ・中学校と高等学校の英語教員による相互授業参観の実施 ・英語教員を対象とした英語指導力向上セミナーの実施 ・英語によるディベート力の育成を図る教員の指導方法研修や生徒対象の合宿・大会の実施
15	高校教育課	高校生海外留学支援事業費	2,468		◇ 国際的な視野と外国語によるコミュニケーション能力を身に付けたグローバル人材の育成 ・高校生の短期留学に対する支援 ・学校への留学経験者等の派遣による体験講話の実施
16	義務教育課 特別支援教育課 高校教育課	I C T教育環境整備推進事業費	20,806		◇ 子どもの発達段階に応じた情報活用能力の育成に向けた環境整備の推進 ＜小中学校＞ ・タブレットP Cの整備等を行う市町村への支援 ＜高等学校＞ ・校内無線L A N、電子黒板等のI C T環境整備 ・W e b会議システムを用いた遠隔教育の導入実証研究 ＜特別支援学校＞ ・障がいの特性に応じた学習の充実を図るタブレットP Cの整備
17	高校教育課	教育情報通信ネットワーク整備事業費	18,827	拡充	◇ 高等学校等のネットワーク環境等の再構築へ向けた検討の推進 ・教育庁統合サーバの賃貸借及び保守 ・教育庁統合サーバ再構築基本設計【新規】
18	総務課 高校教育課	高校生への修学支援の充実	2,727,562	拡充	◇ 学びのセーフティネットの充実 ・授業料の負担軽減のための「就学支援金」の給付 ・授業料以外の教育費負担軽減のための「奨学のための給付金」の一部対象者の支給額の拡充【拡充】 ・経済的な理由により修学が困難な生徒を支援するための奨学金の貸付け
19	高校教育課	グローバル産業人材育成事業費	3,779	新規	◇ グローバル化が進む社会に対応する産業人材の育成 ・農業科設置高等学校の生徒による交流学习団が訪台し、現地高校生との交流・農業施設や市場等の視察・農業体験学習等を実施
20	高校教育課	キャリア教育推進事業費	5,256		◇ 望ましい勤労観・職業観を身に付け地域産業の発展に貢献する高校生を育成するキャリア教育の推進 ・インターンシップ（短期、中長期）の実施 ・各分野のスペシャリストによる講演等の実施 ・人材不足の建設業・製造業を担う人材を育成するための講演等の実施 ・普通科高等学校でのキャリア教育の実施
21	総務課	県立高等学校産振設備整備費	40,296		◇ 産業教育振興（産振）設備の整備の充実 ・将来の地域産業を担う人材の育成に必要な産振設備の計画的な更新

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
22	義務教育課	子どもベンチャーマインド育成事業費	4,500		◇ 起業家精神の基盤となるマインドづくりの推進 ・ 起業家・社長等による講話の実施への支援 ・ 地域の企業訪問による社長体験の実施への支援 ・ 小学校におけるプログラムの開発・実践への支援
23	高校教育課	キャリアカウンセラー派遣事業費	1,233		◇ 進路の決定等に課題を抱える生徒への指導の充実 ・ 進路が未決定のまま卒業する生徒が多い高校へ外部専門家を派遣

V 特別なニーズに対応した教育を推進する

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
24	特別支援教育課	特別支援教育推進事業費	7,447		◇ 特別支援教育の理解促進、相談・支援体制の充実及び専門性の向上 ・ 特別支援学校の専門性のある教員の派遣による特別支援教育に関する相談・支援体制の充実 ・ 障がいのある子ども・保護者に対する幼児早期教育・発達相談の実施 ・ 発達障がいに関する通級指導担当教員の専門性向上のための指導員の配置 ・ 聴覚障がい・重度重複児に係る研修の実施
25	特別支援教育課	切れ目ない支援体制整備充実事業費	4,034		◇ 幼児期から高等学校卒業までの切れ目ない特別支援教育の充実 ・ 切れ目ない支援を推進するための連絡協議会等の開催 ・ 特別支援学校での専門性向上のための研修等の実施
26	特別支援教育課	交流・共同学習理解推進事業費	1,246		◇ 交流及び共同学習の機会の確保・充実 ・ 交流及び共同学習の理解啓発を図るパンフレットの作成・普及 ・ 障がい者スポーツ等を通じた特別支援学校と小中学校との交流推進を図るための用具整備・活用 ・ 共生社会に向けた意識の高揚を図るフォーラムの実施
27	特別支援教育課	県立高等学校特別支援教育推進事業費	17,450		◇ 高等学校における特別支援教育の充実 ・ 高等学校における発達障がい等の特別な教育的支援を要する生徒のための特別支援教育支援員の配置
28	特別支援教育課	特別支援学校就労拡大強化事業費	3,058		◇ 就労希望者一人ひとりに応じた就労先の確保 ・ 特別支援学校への就労支援コーディネーターの配置 ・ 実習・就労先の開拓のための事業所訪問の実施
29	特別支援教育課	特別支援学校における医療的ケア支援事業費	67,151	拡充	◇ 医療的ケアが必要な幼児児童生徒への支援 ・ 適切な医療的ケアの実施に向けた看護師の配置と研修会等の実施 ・ 校外学習への看護師の同行と後補充看護師の配置【新規】

VI 魅力にあふれ、安心・元気な学校づくりを推進する

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
30	教職員課 スポーツ保健課	教職員働き方改革推進 事業費	81,392	拡充	◇ 教職員の働き方改革の推進 ・教員の業務を支援するスクール・サポート・スタッフの配置【拡充】 ・部活動顧問教員の業務を支援する部活動指導員の配置【拡充】 ・県立学校における勤務時間を適切に把握するためのタイムレコーダー導入の試行【新規】 ・時間外の電話対応を縮減するための留守番電話導入の試行【新規】
31	総務課 特別支援教育課 高校教育課	校務支援システムの整備	81,388	拡充	◇ 教員の事務効率化のための校務支援システムの導入 <高等学校> ・校務支援システム基本設計 ・セキュリティ対策強化のための基本設計【新規】 <特別支援学校> ・校務支援システム導入調査・検討【新規】
32	福利課	教職員健康管理事業費	108,872		◇ 教員が持てる能力を十分に発揮できるよう心身両面からの健康管理対策の充実 ・教職員の健康診断、人間ドック等の実施 ・ストレスチェック制度の実施 ・管理監督者向けのメンタルヘルスセミナーの実施
33	スポーツ保健課	学校安全体制の整備の 推進	5,838		◇ 学校における安全管理の充実と組織活動の体制整備 ・地域学校安全指導員による登下校時の巡回指導や見守り隊への指導助言 ・通学路の安全確保、安全対策のための通学路安全対策アドバイザーの派遣 ・学校安全指導者研修会の実施
34	総務課	県立高等学校校舎整備 等事業費	508,237	拡充	◇ 高等学校の校舎等の整備の推進 ・耐震性の低い校舎等の計画的な整備 寒河江工業高等学校改築 PFI 実施方針策定 庄内総合高等学校改築 基本・実施設計 【新規】 山形工業高等学校改築 グラウンド整備 ・老朽化した産業教育施設の整備 置賜農業高等学校畜産実習施設改築 基本・実施設計【新規】 ・県立高等学校冷房設備整備 実施設計【新規】
35	義務教育課	地域に誇れる小規模校 支援事業費	5,395		◇ 学校規模のメリットを活かした魅力ある学校づくり ・特色ある教育活動などを行う小規模校での取組みへの支援 ・モデル地域や既実践している優良事例の成果を集めたリーフレットの作成・県内の学校への普及
36	高校教育課	県立高等学校将来構想 推進事業費	4,904		◇ 時代の進展に対応した学校づくりの推進 ・県立高校再編整備基本計画の周知 ・最上、東南置賜、田川地区等の再編整備の検討 ・小規模校におけるキャンパス制の実施
37	特別支援教育課 高校教育課	魅力あふれる学校づくり の推進	7,869		◇ 学校における魅力ある教育活動の推進 ・県立高等学校・中学校・特別支援学校における学校裁量予算による主体的な学校づくりの実施

VII 郷土に誇りを持ち、地域とつながる心を育成する

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
38	総務課	郷土愛を育む活動推進事業費	14,692		◇ 郷土を知り郷土を愛する心を育む教育の充実 ・小中高生による地域のよさや魅力などを発信する郷土Yamagataふるさと探究コンテストの実施 ・新聞を活用した教育活動への支援 ＜小中学校＞ 新聞購入に必要な経費への支援 ＜高等学校＞ モデル校での実践
39	文化財・生涯学習課	「未来に伝える山形の宝」登録制度推進事業費	10,951		◇ 有形・無形の様々な文化財を地域で守り活かす取り組みの推進 ・「未来に伝える山形の宝」の登録の推進、登録された取り組みへの支援
40	文化財・生涯学習課	日本遺産魅力発信推進事業費	2,199		◇ 地域の歴史的魅力や特色の総合的な整備・活用・発信 ・日本遺産「出羽三山『生まれかわりの旅』」及び「山寺と紅花」協議会の運営 ・日本遺産サミットにおけるPR活動の実施
41	文化財・生涯学習課	文化財保護事業費	57,628		◇ 指定文化財の保存と活用の推進 ・国及び県指定文化財の保存修理等への支援 ・地域の観光資源となる文化財の美装化、周知促進及び安全対策による磨き上げへの重点的な支援
42	文化財・生涯学習課	伝統芸能育成事業費	9,372		◇ 地域の貴重な資源である伝統文化の保存・継承 ・ふるさと塾の活動を記録したアーカイブスの運用 ・指導者の育成研修会等の実施 ・日本一さくらんぼ祭りでのふるさと芸能のつどいの実施 ・北海道・東北ブロック民俗芸能大会本県開催

VIII 学校と家庭・地域が協働し支え合う仕組みを構築する

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
43	文化財・生涯学習課	学校・家庭・地域の連携協働推進事業費 ＜一部再掲＞	105,418		◇ 地域の教育活動等を一体的・総合的に支援する仕組みづくりの強化 ・学校・家庭・地域の連携協働の方策の検討、県推進本部の設置、推進協議会の実施 ・地域学校協働活動に関する市町村の取り組みへの支援 ・連携協働サポートチームによる市町村の取り組みへの支援 ・親等が家庭教育を学べる出前講座の実施 ・生活習慣等に関する指針の普及

IX 活力あるコミュニティ形成に向け、地域の教育力を高める

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
44	文化財・生涯学習課	地域青少年ボランティア活動推進事業費	1,197		◇ 山形方式の地域青少年ボランティア活動の推進 ・ＹＹボランティアビューローによる活動等の情報発信・収集 ・中高生を対象としたＹＹボランティアセミナーの実施

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
45	文化財・生涯学習課	青年による持続可能な地域づくり推進事業費	871		◇ 青年による次代のリーダーの育成 ・地域で活躍する青年等と高校生による地域活動に関するセミナー等の実施
46	文化財・生涯学習課	県民が集い・学ぶ県立図書館整備事業費	647,095		◇ 県民のあらゆる活動を支え、地域の課題解決に貢献する知の拠点としての図書館づくり ・大規模改修工事の実施

X 県民に元気と活力を与えるスポーツを推進する

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
47	スポーツ保健課	スポーツ県「やまがた」推進事業費	3,249	拡充	◇ ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 ・県スポーツ・レクリエーション祭による県民のスポーツに親しむ気運の醸成（「ふれあい交流会部門」の新設）【拡充】 ・生涯スポーツ推進指導者の養成
48	スポーツ保健課	広域スポーツセンター運営事業費	2,240		◇ 誰もがスポーツを気軽に楽しむことができる総合型地域スポーツクラブの育成 ・クラブ運営への指導、助言を行うアドバイザーの派遣 ・専門家による経営力向上のための相談会の実施
49	スポーツ保健課	オリンピックメダリスト育成事業費	124,704	拡充	◇ 本県からのオリンピックメダリスト輩出に向けた選手等の育成・強化 ・東京2020オリンピックで活躍が見込まれる選手及び競技団体への支援 ・スポーツ医・科学による選手等の支援のためのマルチサポートセンターの運営 ・YAMAGATAドリームキッズの発掘・育成 ・国民体育大会出場候補選手等の強化 ・社会人アスリートの県内回帰・定着に向けた調査研究【新規】

平成31年2月定例会 議案説明会

＜予算案件以外の案件一覧＞

＜平成31年度分＞

◆ 条例案件 7件

番 号	案 件 名	提 案 理 由
議第88号	山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について	県立学校の施設の使用料の額の適正化を図るためのもの
議第89号	山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	地方公務員法の一部改正に伴い、非常勤職員の勤務時間及び休暇等について定める等のためのもの
議第90号	市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例の設定について	地方公務員法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の休職の期間を定める等のためのもの
議第91号	山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について	児童及び生徒並びに学級の数の変動等に伴い、学校職員の定数を変更する等のためのもの
議第92号	山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例の制定について	青少年教育施設の使用料の額の適正化を図るためのもの
議第93号	山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について	山形県生涯学習センターの改修に伴い使用料の額を改定するとともに、当該施設の使用料の額の適正化を図る等のためのもの
議第94号	山形県体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	体育施設の使用料の額の適正化を図るためのもの

◆ 条例以外の案件 なし

平成31年2月定例会 議案説明会

＜教育委員会所管の2月補正予算の概要＞

〔一般会計〕

1 総括表

(単位：千円)

平成30年度現計予算	2月補正	2月補正後
108,896,183	△750,276	108,145,907

2 主な内容

(1) 県立高等学校の緊急修繕 38,271千円

① 県立北村山高等学校の中央監視装置の緊急修繕 38,271千円

※繰越明許費を併せて設定

(2) 事業実績等により減額する事業 (主なもの)

① 一般職員費 △231,879千円

② 県立学校校舎等整備関係 △97,161千円

平成31年2月定例会 議案説明会

＜予算案件以外の案件一覧＞

＜平成30年度分＞

◆ 条例案件 なし

◆ 条例以外の案件 1件

番 号	案 件 名	概 要
議第24号	山形県金峰少年自然の家の指定管理者の指定について	山形県金峰少年自然の家の指定管理者として、庄内アソビバプロジェクトを指定するためのもの

山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

次の表の左欄に掲げる山形県立学校の施設を使用させる場合における使用料の額は、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第10条の規定にかかわらず、同表の右欄に定めるところによる。

現 行		改 正 案	
区分	使用料の額	区分	使用料の額
体育館	330 平方メー 940円	体育館	330 平方メー 950円
柔剣道場	トル未満	柔剣道場	トル未満
講堂	330 平方メー	講堂	330 平方メー
会議室	トル以上 1,890円	会議室	トル以上 1,920円
	660 平方メー		660 平方メー
	トル未満		トル未満
	660 平方メー		660 平方メー
	トル以上 3,790円		トル以上 3,860円
	990 平方メー		990 平方メー
	トル未満		トル未満
	990 平方メー 5,700円		990 平方メー 5,800円
	トル以上		トル以上
教室	1 室 330円	教室	1 室 340円
弓道場		弓道場	
相撲場	940円	相撲場	950円
	グラウン 1,890円		グラウン 1,920円
屋外運動	ド	屋外運動	ド
場	テニスコ 1 面 580円	場	テニスコ 1 面 590円
	ート		ート
プール	1,890円	プール	1,920円
	宿泊を伴わな 330円		宿泊を伴わな 340円
宿泊施設	い場合 1 室	宿泊施設	い場合 1 室
	宿泊を伴う場 690円		宿泊を伴う場 700円
	合		合

備考 1～3 ー略ー

現 行		改 正 案	
区分	使用料の額	区分	使用料の額
体育館	330 平方メー 940円	体育館	330 平方メー 950円
柔剣道場	トル未満	柔剣道場	トル未満
講堂	330 平方メー	講堂	330 平方メー
会議室	トル以上 1,890円	会議室	トル以上 1,920円
	660 平方メー		660 平方メー
	トル未満		トル未満
	660 平方メー		660 平方メー
	トル以上 3,790円		トル以上 3,860円
	990 平方メー		990 平方メー
	トル未満		トル未満
	990 平方メー 5,700円		990 平方メー 5,800円
	トル以上		トル以上
教室	1 室 330円	教室	1 室 340円
弓道場		弓道場	
相撲場	940円	相撲場	950円
	グラウン 1,890円		グラウン 1,920円
屋外運動	ド	屋外運動	ド
場	テニスコ 1 面 580円	場	テニスコ 1 面 590円
	ート		ート
プール	1,890円	プール	1,920円
	宿泊を伴わな 330円		宿泊を伴わな 340円
宿泊施設	い場合 1 室	宿泊施設	い場合 1 室
	宿泊を伴う場 690円		宿泊を伴う場 700円
	合		合

備考 1～3 ー略ー

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で学校職員とは、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（<u>常勤の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職（以下「短時間勤務職」という。）を占める者に限る。</u>）、寄宿舎指導員、実習助手、事務職員、技術職員及びその他の職員をいう。</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第3条 一略一</p> <p>2 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された学校職員で短時間勤務職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、県教育委員会が定めるものとする。</p> <p>3 一略一</p> <p>第17条及び第18条 一略一</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で学校職員とは、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手、事務職員、技術職員及びその他の職員をいう。</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第3条 一略一</p> <p>2 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された学校職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、県教育委員会が定めるものとする。</p> <p>3 一略一</p> <p><u>(非常勤職員の勤務時間及び休暇等)</u></p> <p>第17条 <u>非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間及び休暇等は、県教育委員会が県人事委員会と協議して定める。</u></p> <p>第18条及び第19条 一略一</p>

附則第2項関係（山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案						
<p>(任期付短時間勤務職員についての県立学校職員勤務時間等条例の特例)</p> <p>第31条 任期付短時間勤務職員についての県立学校職員勤務時間等条例の規定（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の適用については、次の表の左欄に掲げる県立学校職員勤務時間等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第3条第2項</td> <td style="width: 35%;">地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第</td> <td style="width: 50%;">地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第18条第</td> </tr> </table>	第3条第2項	地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第18条第	<p>(任期付短時間勤務職員についての県立学校職員勤務時間等条例の特例)</p> <p>第31条 任期付短時間勤務職員についての県立学校職員勤務時間等条例の規定（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の適用については、次の表の左欄に掲げる県立学校職員勤務時間等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第3条第2項</td> <td style="width: 35%;">地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第</td> <td style="width: 50%;">地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第18条第</td> </tr> </table>	第3条第2項	地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第18条第
第3条第2項	地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第18条第					
第3条第2項	地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第18条第					

	1項若しくは第2項の規定により採用された学校職員で <u>短時間勤務職</u> を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」）	1項の規定により採用された学校職員（以下「任期付短時間勤務職員」）
	—略—	
第4条第1項及び第2項並びに第9条第1項第1号	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

	1項若しくは第2項の規定により採用された学校職員で <u>同法第28条の5第1項</u> に規定する <u>短時間勤務の職</u> を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」）	1項の規定により採用された学校職員（以下「任期付短時間勤務職員」）
	—略—	
第4条第1項及び第2項、第9条第1項第1号並びに第17条	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例（案）
新旧対照表

第 1 条関係（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（休職の期間）</p> <p>第 4 条 第 2 条及び法第28条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、3 年を <u>こえない</u>期間の範囲内において、個々の場合について、県教育委員会が定める。</p> <p>2 一略一</p>	<p>（休職の期間）</p> <p>第 4 条 第 2 条及び法第28条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、3 年を <u>超えない</u>期間の範囲内において、個々の場合について、県教育委員会が定める。</p> <p>2 一略一</p> <p>3 <u>法第22条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない期間」とあるのは「法第22条の 2 第 2 項の規定に基づき県教育委員会が定める任期」とする。</u></p>

第 2 条関係（職員の分限に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（休職の効果）</p> <p>第 4 条 法第28条第 2 項第 1 号の規定による休職の期間は、休養を要する程度に応じ、第 2 条第 1 項の規定による休職の期間は、必要に応じ、いずれも 3 年を <u>こえない</u>範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。この場合において、この休職の期間が 3 年に満たないときは、休職にした日から引き続き 3 年を <u>こえない</u>範囲内において、これを延長することができる。</p> <p>2 及び 3 一略一</p>	<p>（休職の効果）</p> <p>第 4 条 法第28条第 2 項第 1 号の規定による休職の期間は、休養を要する程度に応じ、第 2 条第 1 項の規定による休職の期間は、必要に応じ、いずれも 3 年を <u>超えない</u>範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。この場合において、この休職の期間が 3 年に満たないときは、休職にした日から引き続き 3 年を <u>超えない</u>範囲内において、これを延長することができる。</p> <p>2 及び 3 一略一</p> <p>4 <u>法第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない」とあるのは「法第22条の 2 第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の」と、「3 年に」とあるのは「法第22条の 2 第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期に」とする。</u></p>

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「学校職員」とは、県立学校及び市町村立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び寄宿舎指導員、実習助手並びに事務職員、技術職員及びその他の職員(県立学校にあつては地方公務員法(昭和25年法律第261号)第57条に規定する単純な労務に雇用される職員及び学校給食法(昭和29年法律第160号)第7条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者(同法第6条に規定する施設に勤務する当該職員を含む。以下同じ。))、市町村立学校にあつては同法第7条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「学校職員」とは、県立学校及び市町村立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び寄宿舎指導員、実習助手並びに事務職員、技術職員及びその他の職員(県立学校にあつては地方公務員法(昭和25年法律第261号)第57条に規定する単純な労務に雇用される職員及び学校給食法(昭和29年法律第160号)第7条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者(同法第6条に規定する施設に勤務する当該職員を含む。以下同じ。))、市町村立学校にあつては同法第7条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。)(臨時又は非常勤の職の者を除く。)</p>

2 及び 3 一略一

別表

区分	教員	養護教員	栄養教諭	寄宿舎指導員	実習助手	事務職員	技術職員	その他の職員	計
市町村立学校	人 5,817	人 348	人 60			人 356		人 206	人 6,601
県立中学校	17	1				1		1	20
県立特別支援学校	816	26		83	23	50		65	1,063

2 及び 3 一略一

別表

区分	教員	養護教員	栄養教諭	寄宿舎指導員	実習助手	事務職員	技術職員	その他の職員	計
市町村立学校	人 5,789	人 341	人 61			人 356		人 166	人 6,563
県立中学校	17	1				1		1	20
県立特別支援学校	803	26		79	23	50		65	1,046

県立 高等 学校									
	1,850	55			151	153	13	112	2,334

県立 高等 学校									
	1,829	52			151	153	13	114	2,312

山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行		改 正 案			
別表		別表			
1 宿泊を伴う利用に係る使用料		1 宿泊を伴う利用に係る使用料			
区分	使用料の額 (1人1泊 当たり)	区分	使用料の額 (1人1泊 当たり)		
—略—		—略—			
大学の学生又はこれに準ずる者(以下「大学生等」という。)、高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者	620円	大学の学生又はこれに準ずる者(以下「大学生等」という。)、高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者	630円		
その他の者	1,100円	その他の者	1,120円		
2 宿泊を伴わない利用に係る使用料		2 宿泊を伴わない利用に係る使用料			
区分	使用料の額 (1室1日 当たり)	区分	使用料の額 (1室1日 当たり)		
青少年教育施設 の名称	施設	青少年教育施設 の名称	施設		
山形県青年の家	研修室	200円	山形県青年の家	研修室	200円
	大研修室	630円		大研修室	640円
	食堂	630円		食堂	640円
	体育館	2,530円		体育館	2,570円
山形県朝日少年 自然の家	和室	200円	山形県朝日少年 自然の家	和室	200円
	集会室	630円		集会室	640円
	食堂	630円		食堂	640円
	体育館	2,530円		体育館	2,570円
山形県金峰少年 自然の家	和室	200円	山形県金峰少年 自然の家	和室	200円
	会議室	200円		会議室	200円
	研修室	630円		研修室	640円
	食堂	630円		食堂	640円
山形県金峰少年 自然の家海浜自 然の家	体育館	2,530円	山形県金峰少年 自然の家海浜自 然の家	体育館	2,570円
	研修室	200円		研修室	200円
	大研修室	630円		大研修室	640円
	食堂	630円		食堂	640円
山形県飯豊少年 自然の家	体育館	2,530円	山形県飯豊少年 自然の家	体育館	2,570円
	研修室	200円		研修室	200円
	食堂	630円		食堂	640円
	チャレンジ 広場	630円		チャレンジ 広場	640円
	どろんこ広 場	1,310円		どろんこ広 場	1,330円

山形県神室少年 自然の家	和室 (16畳)	200円
	和室 (20畳)	200円
	和室 (40畳)	200円
	和室 (60畳)	<u>630円</u>
	第1研修室	<u>630円</u>
	第2研修室	200円
	食堂	200円
	プレイルーム	<u>1,310円</u>

備考

1～3 ー略ー

山形県神室少年 自然の家	和室 (16畳)	200円
	和室 (20畳)	200円
	和室 (40畳)	200円
	和室 (60畳)	<u>640円</u>
	第1研修室	<u>640円</u>
	第2研修室	200円
	食堂	200円
	プレイルーム	<u>1,330円</u>

備考

1～3 ー略ー

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行		改 正 案		
別表		別表		
1 施設		1 施設		
名称		金額		
		午前 9 時から午後 0 時 30 分までの間	午後 1 時から午後 5 時までの間	午後 5 時 30 分から午後 9 時までの間
センター（山形県緑町庭園文化学習施設を除く。）	ホール	6,160円	8,800円	9,240円
	第 1 研修室	2,630円	3,760円	3,940円
	第 2 研修室	1,450円	2,080円	2,180円
	第 3 研修室	510円	730円	760円
	第 4 研修室	510円	730円	760円
	第 5 研修室	1,310円	1,880円	1,970円
	特別会議室	3,510円	5,020円	5,270円
	和室研修室	1,160円	1,670円	1,750円
センター（山形県緑町庭園文化学習施設に限る。）	多目的ホール	1,200円	1,720円	1,800円
2 附属設備		2 附属設備		
種別	単位	金額		
舞台設備	午前 9 時から午後 0 時 30 分までの間、午後 1 時から午後 5 時までの間及び午後 5 時 30 分から午後 9 時までの間の各 1 回当たり	3,350円		
舞台照明設備	午後 1 時から午後 5 時までの間及び午後 5 時 30 分から午後 9 時までの間の各 1 回当たり	1,030円		
視聴覚設備	午後 5 時 30 分から午後 9 時までの間の各 1 回当たり	3,660円		
同時通訳設備	午後 9 時までの間の各 1 回当たり	14,500円		
名称		金額		
		午前 9 時から午後 0 時 30 分までの間	午後 1 時から午後 5 時までの間	午後 5 時 30 分から午後 9 時までの間
センター（山形県緑町庭園文化学習施設を除く。）	ホール	6,270円	8,960円	9,400円
	第 1 研修室	2,670円	3,820円	4,010円
	第 2 研修室	1,470円	2,110円	2,210円
	第 3 研修室	1,420円	2,030円	2,130円
	第 4 研修室	800円	1,150円	1,200円
	第 5 研修室	520円	750円	780円
	第 6 研修室	510円	740円	770円
	和室研修室	1,190円	1,700円	1,780円
センター（山形県緑町庭園文化学習施設に限る。）	多目的ホール	1,220円	1,750円	1,830円
2 附属設備		2 附属設備		
種別	単位	金額		
舞台設備	午前 9 時から午後 0 時 30 分までの間、午後 1 時から午後 5 時までの間及び午後 5 時 30 分から午後 9 時までの間の各 1 回当たり	3,410円		
舞台照明設備	午後 1 時から午後 5 時までの間及び午後 5 時 30 分から午後 9 時までの間の各 1 回当たり	1,040円		
視聴覚設備	午後 5 時 30 分から午後 9 時までの間の各 1 回当たり	2,110円		
同時通訳設備	午後 9 時までの間の各 1 回当たり	14,700円		

—略—

—略—

備考

1～4 —略—

5 ホールの使用に当たり冷暖房を使用する場合は、この表に掲げる額に1時間当たり650円を、第1研修室及び特別会議室の使用に当たり冷暖房を使用する場合は、この表に掲げる額に1時間当たり250円を加算した額とする。

—略—

—略—

備考

1～4 —略—

5 ホールの使用に当たり冷暖房を使用する場合は、この表に掲げる額に1時間当たり660円を、第1研修室の使用に当たり冷暖房を使用する場合は、この表に掲げる額に1時間当たり260円を加算した額とする。

山形県体育施設条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行					改 正 案							
別表					別表							
1 施設					1 施設							
(1) 山形県体育館					(1) 山形県体育館							
名称	区分				使用料の額	名称	区分				使用料の額	
主競技場	全部（テニスコートを単独使用する場合）	アマチュアスポーツを含む。）	入場料金を領収しない場合	児童生徒のみが使用する	1時間当たり 1,830円	アマチュアスポーツを含む。）	入場料金を領収しない場合	児童生徒のみが使用する	1時間当たり 1,860円	児童生徒のみが使用する	1時間当たり 1,860円	
				上記以外の場合	1時間当たり 3,660円			上記以外の場合	1時間当たり 3,730円			
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料金を領収する場合	児童生徒のみが使用する	1時間当たり 3,660円	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料金を領収する場合	児童生徒のみが使用する		1時間当たり 3,730円	児童生徒のみが使用する
	上記以外の場合				1時間当たり 7,320円	上記以外の場合			1時間当たり 7,460円			
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		入場料金を領収しない場合	1時間当たり 19,500円	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり 19,860円	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料金を領収する場合	1時間当たり 78,400円	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	
	半面を単独使用する場合	児童生徒等のみが使用する				1時間当たり 900円	半面を単独使用する場合	児童生徒等のみが使用する				1時間当たり 920円

		上記以外の場合		1時間当たり 1,810円
	上記以外の場合	-略-		
		上記以外の場合		午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 220円
小競技場	全部を単独使用する場合	アマチュア選手のみを使用する場合	入場料金を領しない場合	1時間当たり 900円
			入場料金を領する場合	1時間当たり 1,810円
		アマチュア選手のみを使用する場合	入場料金を領する場合	1時間当たり 1,810円
			上記以外の場合	1時間当たり 3,620円

				1時間当たり 1,840円
	上記以外の場合	-略-		
		上記以外の場合		午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 230円
小競技場	全部を単独使用する場合	アマチュア選手のみを使用する場合	入場料金を領しない場合	1時間当たり 920円
			入場料金を領する場合	1時間当たり 1,840円
		アマチュア選手のみを使用する場合	入場料金を領する場合	1時間当たり 1,840円
			上記以外の場合	1時間当たり 3,690円

	アマチュアスポーツ以外の用途に用いる場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり 9,900円
		入場料金を領収する場合	1時間当たり 39,600円
上記以外の場合	-略-		
	上記以外の場合	午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり	220円

	アマチュアスポーツ以外の用途に用いる場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり 10,080円
		入場料金を領収する場合	1時間当たり 40,330円
上記以外の場合	-略-		
	上記以外の場合	午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり	230円

(2) 山形県武道館

名称	区分			使用料の額
柔道場又は剣道場	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等が使用する 1時間当たり 650円
			上記以外の場合	1時間当たり 1,310円
			入場料金を領収する場合	児童生徒等が使用する 1時間当たり 1,310円

(2) 山形県武道館

名称	区分			使用料の額
柔道場又は剣道場	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等が使用する 1時間当たり 660円
			上記以外の場合	1時間当たり 1,330円
			入場料金を領収する場合	児童生徒等が使用する 1時間当たり 1,330円

			上記以外の場合	1時間当たり 2,630円
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 3,840円
		入場料金を領収する場合		1時間当たり 7,690円
上記以外の場合	—略— 上記以外の場合			午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 220円

(3) 山形県あかねヶ丘陸上競技場

名称	区分				使用料の額
陸上競技場	全部を単独使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する	1時間当たり 780円
			上記以外の場合		1時間当たり 1,560円

			上記以外の場合	1時間当たり 2,680円
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 3,910円
		入場料金を領収する場合		1時間当たり 7,830円
上記以外の場合	—略— 上記以外の場合			午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 230円

(3) 山形県あかねヶ丘陸上競技場

名称	区分				使用料の額
陸上競技場	全部を単独使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する	1時間当たり 790円
			上記以外の場合		1時間当たり 1,590円

		入場料金を領収する場合	児童生徒の申し込みが使用する場合	1時間当たり 1,560円
			上記以外の場合	1時間当たり 3,120円
	アマチュアスポーツ以外の用途に用いる場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 16,000円
		入場料金を領収する場合		1時間当たり 64,200円
上記以外の場合	—略—			
	上記以外の場合		午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり	220円

2 設備

区分	使用の単位	使用料の額	
		アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合

		入場料金を領収する場合	児童生徒の申し込みが使用する場合	1時間当たり 1,590円
			上記以外の場合	1時間当たり 3,180円
	アマチュアスポーツ以外の用途に用いる場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 16,300円
		入場料金を領収する場合		1時間当たり 65,390円
上記以外の場合	—略—			
	上記以外の場合		午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり	230円

2 設備

区分	使用の単位	使用料の額	
		アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合

合宿所	1人1泊につき	児童生徒が使用する場合	360円	
		上記以外の場合	490円	
会議室	1時間につき		270円	720円
ステージ	1時間につき		380円	720円
温水シャワー	1人1回につき		170円	310円
放送設備	1時間につき		450円	1,220円
電光掲示板	1組1時間につき		760円	2,010円
ピアノ	1時間につき		270円	960円

合宿所	1人1泊につき	児童生徒が使用する場合	370円	
		上記以外の場合	500円	
会議室	1時間につき		280円	730円
ステージ	1時間につき		390円	730円
温水シャワー	1人1回につき		170円	320円
放送設備	1時間につき		460円	1,240円
電光掲示板	1組1時間につき		770円	2,050円
ピアノ	1時間につき		280円	980円

3 電気消費及び暖房使用に係る加算額

区分		使用の単位	加算額
電気	山形県体育館	全館灯（小競技場及び会議室以外の部分の全灯使用をいう。）	1時間につき 4,180円
		主競技場 全灯使用	1時間につき 2,500円
		4分の1灯を1灯を超え2分の1灯以下使用	1時間につき 1,250円
		4分の1灯以下使用	1時間につき 620円
		換気	1時間につき 1,560円

3 電気消費及び暖房使用に係る加算額

区分		使用の単位	加算額
電気	山形県体育館	全館灯（小競技場及び会議室以外の部分の全灯使用をいう。）	1時間につき 4,260円
		主競技場 全灯使用	1時間につき 2,550円
		4分の1灯を1灯を超え2分の1灯以下使用	1時間につき 1,270円
		4分の1灯以下使用	1時間につき 630円
		換気	1時間につき 1,590円

	ステージ	1 時間 につき	620円
	小競技場	1 時間 につき	160円
山形県武 道館	柔道場	1 時間 につき	100円
	剣道場	1 時間 につき	100円
山形県あ かねヶ丘 陸上競技 場	陸上競技場	1 時間 につき	730円
会議室		1 時間 につき	40円
特殊電源装置		1 時間 につき	510円
暖房	山形県体育館主競技 場	1 時間 につき	9,950 円
	合宿所	1 人 1 泊につ き	240円
	会議室	1 時間 につき	430円

備考

1～7 一略一

	ステージ	1 時間 につき	630円
	小競技場	1 時間 につき	160円
山形県武 道館	柔道場	1 時間 につき	100円
	剣道場	1 時間 につき	100円
山形県あ かねヶ丘 陸上競技 場	陸上競技場	1 時間 につき	740円
会議室		1 時間 につき	40円
特殊電源装置		1 時間 につき	520円
暖房	山形県体育館主競技 場	1 時間 につき	10,13 0円
	合宿所	1 人 1 泊につ き	250円
	会議室	1 時間 につき	440円

備考

1～7 一略一